

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 8 4 号
件 名	学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について
要 旨	<p>県内の私立高校は、各校が建学の精神に基づいて豊かな教育をつくり、地域の子供たちの教育に尽力しながら、県内の教育を支える担い手としての役割を果たしています。</p> <p>平成 22 年度から実施された国の就学支援金制度と県独自の学費軽減助成により、県内私立高校に子供を通わせる保護者の負担は一定に軽減されました。</p> <p>しかし、国、県の学費への助成を差し引いても県平均の初年度納付金負担が約 19 万円から 46 万円（年額）残り、入学金を除いても約 10 万円から 31 万円の負担が残ります。この格差をなくしていくためには、県独自の学費軽減助成の拡充が求められます。</p> <p>また、私立高校の経常経費への助成が 2 分の 1 以内に限定されているために、教育条件などを整備する上でさまざまな困難を抱えてきました。その上、公立基準を下回る数の専任教職員の中で、教職員は極めて過密な勤務状況を強いられています。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校では約 8 割を占めるのに対し、私立高校は約 6 割と 2 割も少ないのが現状です。私学教育の充実、発展のためには、経常経費への助成の一層の増額が必要不可欠となっています。</p> <p>以上のように、私立高校は学費と教育条件において公立との格差が生じています。こうした状況を是正するためには、国及び県が責任を持って私学助成の増額、拡充を図る必要があります。</p> <p>以上の立場から、地方自治法第 99 条の規定により、「学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」を採択の上、関係機関に意見書の送付を行うよう陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 28 年 9 月 5 日 市民厚生常任委員会
受 理	平成 28 年 8 月 19 日 第 2 6 0 号